

櫃行審第 123号
令和3年3月25日

櫃原市教育委員会
教育長 深田 展巧 様

櫃原市行政不服審査会

櫃原市個人情報保護条例第35条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年8月24日付け櫃教審第1812号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が行った、令和2年5月29日付けの保有個人情報部分開示決定通知書による処分に係る審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求について檀原市教育委員会教育長（以下、処分庁としての檀原市教育委員会教育長を「処分庁」という。）が行った部分開示決定において不開示とした項目のうち「(別表) 当審査会として開示すべきと判断した箇所」に記載した部分を開示すべきであるから、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

(1) 審査請求人（以下、「請求人」という。）は、処分庁に対し令和2年5月14日、檀原市個人情報保護条例（平成11年条例第17号 以下「条例」という。）第15条に基づき、下記のとおり保有個人情報開示請求（以下、「開示請求」という。）を行った。

記

令和2年1月中におきた事象について畝傍中学校から教育委員会に提出された報告（修正を加えた書類を含む一式）

(2) 処分庁は、同年5月27日、上記開示請求に対し、条例第21条に基づき、下記のとおり処分を行い、請求人に通知した。

記

①開示した情報

開示請求者の氏名、容姿及び開示請求者に関する情報
教職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

②不開示とした情報

開示請求者以外の氏名、容姿及びその者に関する情報

(3) 請求人は、同年5月29日、本件処分が不服であるとして檀原市教育委員会教育長（以下、審査庁としての檀原市教育委員会教育長を「審査庁」という。）に対し、処分を取り消し、対象文書を全部開示するよう求めて審査請求をした。

(4) 処分庁は、同年6月12日、審査庁に対して、弁明書を提出した。

(5) 審査庁は、同年6月22日、請求人に対して、弁明書を送付した。

(6) 審査庁は、同年7月13日、請求人に対し、相当の期間を定めて提出を求めた物件について、提出すべき相当の期間内に提出されなかったため、さらに一

定の期間を示して当該物件の提出を求めたが、請求人からは当該期間内に当該物件が提出されなかった。

(7) 審査庁は、同年8月7日、審理手続を終結し、請求人に通知した。

(8) 同年8月24日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第35条の規定に基づき、裁決に関する諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「令和2年5月27日付け保有個人情報部分開示決定通知書に関する処分を取り消し、対象文書を全部開示する。」

との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

畝中第112号追記文書を含め全ての文書の内容に事実と異なる部分があり信用性に欠けるため。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁の主張は弁明書のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

本件報告書は、生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書であり、開示請求者以外の者の氏名、容姿及びその者に関する情報が記載されている。よって、本件報告書を全面開示することは、開示請求者以外の個人の利益を害するおそれがあると共に生徒等の適切な指導教育のために相互に協力して適切に事務を執行することが要請されることから、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。よって、本件公文書を条例第16条第1項第2号及び第6号ウに該当するとして部分開示とした。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

請求人の本件審査請求には理由がないから棄却するとの答申を求める。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

本件諮問の趣旨に係る判断の理由は以下のとおりである。

(1) 条例第16条第1項第2号について

条例第16条第1項第2号は「開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報に該当し、本条所定の例外事由に該当しない限り原則として開示することはできないと定めている。

学校報告情報に記載されている開示請求者以外の氏名、容姿及びその者に関する情報はいずれも特定の個人を識別できる情報であるから、前記規定の不開示情報に該当する。したがって、処分庁の学校報告情報のうち開示請求者以外の氏名、容姿及びその者に関する情報が不開示情報に該当するとの判断は正当である。

(2) 条例第16条第1項第2号アについて

不開示情報であっても、条例第16条第1項第2号アに規定される「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（以下「法令等開示情報」という。）」に該当するときは、例外的に開示することになる。しかし、学校報告情報が法令等開示情報に該当すると定めた法令及び条例は存在しないことは明らかであるため、処分庁の学校報告情報が法令等開示情報に該当しないと判断は正当であり、開示することはできない。

(3) 条例第16条第1項第2号イについて

不開示情報であっても、条例第16条第1項第2号イに規定される「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するときは、例外的に開示することになる。しかし、請求人からは、学校報告情報を開示することが「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するために」必要性が高いと認められる具体的な事実の主張がない。そのため請求人からの主張からでは、開示する必要性と正当性があると認めることはできないとの判断は正当であり、開示することはできない。

(4) 条例第16条第1項第2号ウについて

条例第16条第1項第2号ウに規定される「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に開示できるものとしている。教職員は公務員であり、当該条項に該当する部分は開示できることから、処分庁は教職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示している。

(5) 条例第16条第1項第6号ウについて

条例第16条第1項第6号ウは「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものは、不開示情報に該当し、開示できないと定めている。学校報告情報は生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書であり、生徒等の適切な指導教育のために相互に協力して適切に事務を遂行することが要請されることから、開示することで当該事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ又は当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、本条例第16条第1項第6号ウの不開示情報に該当する。よって処分庁の当該情報が不開示情報に該当するとの判断は正当であり、前記規定の不開示情報に該当し、開示することはできない。

(6) 条例第18条について

条例第18条は「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」とし、裁量的開示の要件を規定している。学校報告情報を開示することが「個人の権利利益を保護するため」特に必要性が高いと認められるか否か、不開示とした処分庁の判断に、裁量権の濫用又は逸脱が存在しており違法であるとの主張が請求人からなされていないため、同人からの主張からでは、学校報告情報を開示する必要性と正当性があるとは認めることはできないと判断した。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申に伴う当審査会としての審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的な人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に則して本件諮問事案を調査審議し、市民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、判断するものとする。

3 本件対象文書および不開示情報の該当性について

本件対象文書は、令和2年1月27日「1年生新聞作成の件について」、令和2年2月10日「1年生新聞作成の件について（前回含み以降の経過）」、令和2年5月7日「1年生新聞作成の件について（前回含み以降の経過）追記」であり、生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書である。

なお、本件請求は、保護者である法定代理人により未成年者本人に代わって行われたものである。

本件対象文書を見分した結果を踏まえてその不開示の情報の該当性について検討する。

（1）条例第16条第1項第2号該当性について

条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とできる旨を規定している。

本件対象文書においては当審査会で見分したところ、開示請求者以外の氏名、容姿及びその者に関する情報が含まれており、これらの情報については、開示することによって特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第1項第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ただし、第三者に関する情報のうち、当該第三者が特定され得る情報を不開示とした上であれば、単なる外形的事実の記述など、その内容が開示されたとしても当該第三者の権利利益を害するおそれがあるとはまでは言えない情報については、条例第16条第1項第2号に該当するとは認められないため、別表に記載し

た部分は開示すべきである。

(2) 条例第16条第1項第2号ただし書ア該当性について

条例第16条第1項第2号の例外事由に当たるただし書アは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるときは、開示することができる旨を規定している。本件対象文書は生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書であるが、これが当該ただし書に該当すると定めた法令及び条例の存在は認められないことから、条例第16条第1項第2号ただし書アに該当しないと判断する。

(3) 条例第16条第1項第2号ただし書イ該当性について

条例第16条第1項第2号の例外事由に当たるただし書イは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、開示することができる旨を規定している。

しかし、請求人から審査庁へ当該ただし書に該当すると認められる具体的事実が主張されておらず、また当審査会で実施した請求人の口頭意見陳述においても言及はなかった。さらに本件対象文書は生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書という性質から、本件不開示情報の一部は、個人の重要なプライバシーに関わるものが含まれており、その保護の必要性は高いものと認められる一方、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であるという特別な事情は認められず、請求人からもその旨の明確な主張がなされていないため、条例第16条第1項第2号の例外事由に当たるただし書イに該当しないと判断する。

(4) 条例第16条第1項第2号ただし書ウ該当性について

条例第16条第1項第2号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することができる旨を規定している。

本件対象文書には教職員に関する記述があり、処分庁は、確かに教職員は公務員であることから、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については原処分で既に開示していると主張する。しかし本件対象文書を当審査会で見分したところ、既に開示されている部分に加え、不開示部分の一部についても公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分と判断される箇所が見受けられたた

め、別表に記載した部分は開示すべきである。

(5) 条例第16条第1項第6号ウ該当性について

条例第16条第1項第6号ウは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものは、不開示情報に該当し開示できないと定めている。処分庁は本件対象文書については、開示することにより、当該事務に関しその公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ又は当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。また、審査庁からの口頭説明においても事実確認や指導を行った内容がこれに該当するとの主張があった。しかし、当該文書は生徒指導事案に関わる学校が行った事実関係の調査に関する学校から教育委員会への報告書ではあるものの、諮問書の記載内容や審査庁の口頭説明を聞く限りでは、当該文書が開示されることで、学校と教育委員会の事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ又は当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが具体的に存在するとまでは判断できない。よって当該対象文書が条例第16条第1項第6号ウに該当すると認めることはできない。

なお処分庁は本件開示請求に対する決定の際には、部分開示決定通知書において本条項への該当性に触れることなく、その後の弁明書において言及がなされている。処分の理由が開示決定後に追加されることは許されないわけではないが、不開示決定に理由を付記することを求めている条例の趣旨に照らせば、条例第21条に基づき開示請求に対する決定等を行う際に、開示請求拒否の決定（第17条第1項の規定による部分開示に係る決定を含む。）をしたときは、開示等決定通知書の書面に過不足なく適切に理由を付記すべきであることを付言する。

(6) 学校報告情報の裁量的開示について

条例第18条は、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものと定めており、実施機関に裁量権が認められている。

当審査会において請求人からの口頭意見陳述を行ったところ、同人らが言っている趣旨とは、全然違う内容が書かれているため、違う人が読めばその見方も変わってくる、非常に不利になるとの主張がなされた。一方、当該対象文書が全部開示されなければ、請求人の正当な権利利益を受ける機会を阻まれる旨の明確な主張はなかった。

当該対象文書については、開示請求者以外の氏名、容姿及びその他の者に関する情報が含まれており、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあることは、既述第5、3、(1)のとおりである。条例第18条において、本来保護されるべき不開示情報を開示するにあたっては、個人の権利利益を保護するため、「特に」必要があるということが要件になっており、請求人の主張の内容と本来保護されるべき不開示情報とを比較考量するに、「特に」必要があるとは認められない。よって、条例第18条に該当するとは判断できない。

(7) 審査請求人のその余の主張について

請求人の主張は前記第3 1 のとおりであるが、これに加え、請求人からの口頭意見陳述を行ったところ、当該対象文書の記載事項に関し事実と異なる点と考える点を、教育委員会や奈良県教育委員会に訴えたが、改善されなかった旨を述べている。さらに当該対象文書中、請求人らが言っている趣旨とは違い、全然違う内容が書かれているため、違う人が読めばその見方も変わってくる、非常に不利になる旨等その他種々の主張を行っている。しかし、当審査会は、審査請求の趣旨に沿い、橿原市個人情報保護条例を適正に適用しているかを審査するものであり、請求人から教育委員会等への訴えや、当該対象文書中の記載内容等については審査の対象とするものではない。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

(別表)

・当審査会として開示すべきと判断した箇所

ページ	該当箇所
1	7行目16文字目から22文字目まで
1	7行目30文字目から38文字目まで
1	8行目7文字目から11文字目まで
1	8行目32文字目から末尾まで
1	9行目13文字目から23文字目まで
1	11行目1文字目から9文字目まで
1	11行目19文字目から26文字目まで
1	11行目31文字目
1	11行目35文字目から12行目5文字目まで
1	12行目8文字目から20文字目まで
1	13行目21文字目から24文字目まで
1	13行目27文字目
1	13行目30文字目から40文字目まで
1	14行目42文字目から15行目23文字目まで
1	15行目26文字目から末尾まで
1	21行目1文字目から13文字目まで
1	21行目16文字目
1	21行目19文字目から22行目6文字目まで
1	22行目9文字目
1	22行目12文字目から23行目末尾まで
1	24行目9文字目から16文字目まで
1	24行目19文字目から25行目12文字目まで
1	25行目15文字目から21文字目まで
1	25行目24文字目から26行目9文字目まで
2	6行目30文字目から7行目5文字目まで
2	7行目8文字目から16文字目まで
2	9行目23文字目から10行目23文字目まで
2	10行目26文字目
2	10行目29文字目から11行目末尾まで
2	12行目1文字目から6文字目まで
2	12行目16文字目
2	12行目26文字目から13行目16文字目まで

2	1 3行目 2 0文字目から 1 4行目 8文字目まで
2	1 7行目 1 6文字目から 3 6文字目まで
2	1 7行目 4 0文字目から 1 8行目 5文字目まで
2	1 9行目 1 7文字目から 末尾まで
5	1 1行目 1 4文字目
5	1 1行目 2 7文字目から 4 2文字目まで
5	1 2行目 8文字目から 1 2文字目まで
5	1 2行目 2 2文字目から 1 3行目 1 5文字目まで
5	1 3行目 2 5文字目から 2 8文字目まで
5	1 5行目 1 文字目から 4文字目まで
5	1 5行目 7文字目
5	1 5行目 1 0文字目から 1 1文字目まで
5	1 5行目 1 4文字目から 2 8文字目まで
5	1 5行目 3 1文字目から 末尾まで
5	1 6行目 3 3文字目から 3 6文字目まで
5	1 6行目 3 9文字目
5	1 6行目 4 2文字目から 1 7行目 1 0文字目まで
5	2 1行目 3 3文字目から 4 3文字目まで
5	2 2行目 2文字目
5	2 2行目 5文字目から 1 8文字目まで
5	2 2行目 2 1文字目から 2 5文字目まで
5	2 2行目 2 8文字目から 末尾まで
5	2 8行目 1文字目から 8文字目まで
5	2 8行目 1 1文字目
5	2 8行目 1 4文字目から 2 9行目 3文字目まで
5	2 9行目 6文字目
5	2 9行目 9文字目から 末尾まで
6	1行目 すべて
6	6行目 9文字目から 1 4文字目まで
6	6行目 1 7文字目から 7行目 1 2文字目まで
6	7行目 1 5文字目から 1 7文字目まで
6	7行目 2 0文字目から 8行目 5文字目まで
6	1 9行目 2 6文字目から 3 0文字目まで
6	1 9行目 3 3文字目から 末尾まで
6	2 4行目 6文字目から 2 5行目 6文字目まで

6	2 5 行目 9 文字目
6	2 5 行目 1 2 文字目から 2 6 行目 8 文字目まで
6	2 6 行目 3 3 文字目から 2 7 行目 末尾まで
6	3 2 行目 1 文字目から 2 1 文字目まで
6	3 2 行目 2 5 文字目から 3 1 文字目まで
7	2 行目 2 2 文字目から 3 行目 8 文字目まで
7	3 行目 1 8 文字目
7	3 行目 2 1 文字目から 4 行目 8 文字目まで
7	4 行目 1 2 文字目から 末尾まで
7	6 行目 4 3 文字目から 7 行目 2 0 文字目まで
7	8 行目 3 5 文字目から 9 行目 末尾まで
7	1 0 行目 2 9 文字目
7	1 0 行目 3 2 文字目
7	1 0 行目 3 5 文字目から 1 1 行目 2 0 文字目まで
7	1 5 行目 1 文字目から 1 0 文字目まで
7	1 5 行目 1 4 文字目から 2 1 文字目まで
7	1 5 行目 2 9 文字目から 4 0 文字目まで
7	1 7 行目 1 0 文字目から 1 8 行目 末尾まで
1 0	4 行目 9 文字目から 2 3 文字目まで
1 0	1 2 行目 9 文字目から 1 1 文字目まで
1 1	1 2 行目 1 4 文字目
1 1	1 2 行目 2 7 文字目から 4 2 文字目まで
1 1	1 3 行目 8 文字目から 1 2 文字目まで
1 1	1 3 行目 2 2 文字目から 1 4 行目 1 5 文字目まで
1 1	1 4 行目 2 5 文字目から 2 8 文字目まで
1 1	1 6 行目 1 文字目から 4 文字目まで
1 1	1 6 行目 7 文字目
1 1	1 6 行目 1 0 文字目から 1 1 文字目まで
1 1	1 6 行目 1 4 文字目から 2 8 文字目まで
1 1	1 6 行目 3 1 文字目から 末尾まで
1 1	1 7 行目 3 3 文字目から 3 6 文字目まで
1 1	1 7 行目 3 9 文字目
1 1	1 7 行目 4 2 文字目から 1 8 行目 1 0 文字目まで
1 1	2 2 行目 3 3 文字目から 4 3 文字目まで
1 1	2 3 行目 2 文字目

1 1	2 3行目 5文字目から 1 8文字目まで
1 1	2 3行目 2 1文字目から 2 5文字目まで
1 1	2 3行目 2 8文字目から 末尾まで
1 1	2 9行目 1文字目から 8文字目まで
1 1	2 9行目 1 1文字目
1 1	2 9行目 1 4文字目から 3 0行目 3文字目まで
1 1	3 0行目 6文字目
1 1	3 0行目 9文字目から 末尾まで
1 2	1行目 1文字目から 5文字目まで
1 2	2行目 7文字目から 末尾まで
1 2	7行目 9文字目から 1 4文字目まで
1 2	7行目 1 7文字目から 8行目 1 2文字目まで
1 2	8行目 1 5文字目から 1 7文字目まで
1 2	8行目 2 0文字目から 9行目 5文字目まで
1 2	2 3行目 2 6文字目から 3 0文字目まで
1 2	2 3行目 3 3文字目から 末尾まで
1 2	3 2行目 6文字目から 末尾まで
1 3	1行目 1文字目から 6文字目まで
1 3	1行目 9文字目
1 3	1行目 1 2文字目から 2行目 8文字目まで
1 3	2行目 1 2文字目 1 5文字目まで
1 3	2行目 3 3文字目から 3行目 末尾まで
1 3	8行目 1文字目から 2 1文字目まで
1 3	8行目 2 5文字目から 3 1文字目まで
1 3	1 0行目 2 2文字目から 1 1行目 8文字目まで
1 3	1 1行目 1 8文字目
1 3	1 1行目 2 1文字目から 1 2行目 8文字目まで
1 3	1 2行目 1 2文字目から 末尾まで
1 3	1 4行目 4 3文字目から 1 5行目 2 0文字目まで
1 3	1 6行目 3 5文字目から 1 7行目 末尾まで
1 3	1 8行目 2 9文字目
1 3	1 8行目 3 2文字目
1 3	1 8行目 3 5文字目から 1 9行目 2 0文字目まで
1 3	2 3行目 1文字目から 1 0文字目まで
1 3	2 3行目 1 4文字目から 2 1文字目まで

13	23行目29文字目から40文字目まで
13	25行目10文字目から26行目末尾まで
16	11行目9文字目から23文字目まで
16	19行目9文字目から11文字目まで

※文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年8月24日	審査庁より諮問書を受理
②	令和2年10月8日	論点整理・調査審議
③	令和2年11月19日	口頭意見陳述の実施・調査審議
④	令和3年1月22日	調査審議

令和3年3月25日

檀原市行政不服審査会 第二部会
 部会長 北岡 秀晃
 委員 荒木 進
 委員 大塚 佳代子
 委員 福井 麻起子